

Fastnet 会員規約

第1条 会員・会員資格

1. 会員資格は、本サービス利用希望者が、弊社の定める方法に従って本サービスへ申込みをし、弊社が発行するID等を取得した時点で与えられます。
2. 会員は、弊社が入会を承認した時点で、本規約の内容を承認しているものとみなします。また、申込みに必要な審査・手続等が完了するまでの間、申込みをした者（登録申込みの対象者となるものを含み、以下「申込み者」といいます。）についても同様とします。

第2条 入会の承認

1. 弊社は、弊社の定める方法にて申込みを受付け、必要な審査・手続等を経た後に、弊社所定の方法により入会を承認します。
2. 弊社は、会員の申込み後、会員資格の承認をしたか否かに関わらず、弊社単独の判断により、適宜会員資格の審査を行うことができます。当該審査の結果、申込み者が以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合、その者の申込みを承認せず、または遡及して取り消し、会員資格を与えないことがあります。
 - (1) 申込み者が存在しないこと
 - (2) 申込み者が、申込みをした時点で、本規約の違反等により会員資格の停止処分中であり、または過去に本規約の違反等で除名処分を受けたことがあること
 - (3) 申込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったこと
 - (4) 申込み者が、申込みをした時点で本サービスの利用料金の支払を怠っている、または過去に支払を怠ったことがあること
 - (5) 申込み者が、申込みの際に決済手段として届け出たクレジットカードがクレジットカード会社により無効扱いとされていること
 - (6) 申込み者が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの手続が成年後見人によって行われておらず、または申込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったこと
 - (7) 申込み者が、暴力団、反政府組織、その他社会通念上反社会的組織であるかその構成員、及び関係者である場合
 - (8) 弊社の業務の遂行上または技術上支障があるときと
3. 前項により弊社が入会の不承認を決定するまでの間に、当該申込み者がサービスを利用したことにより発生する利用料その他の債務（オンラインショッピング等本サービスを利用することで弊社以外の他者に対して発生した債務の内、弊社が当該債権の代理回収を行うものも含まれます。以下同じとします。）は、当該申込み者の負担とし、当該申込者は契約規約第2章の規定に準じて当該債務を履行するものとします。

第3条 最低利用期間

1. 本サービスの利用に関する契約は特典適用期間を除いて利用開始日が属する月を起算月として、36ヶ月後の末日までを最低利用期間として定めます。
2. 会員は、前項の最低利用期間内に契約の解約があった場合には、弊社が定める期日までに前項の最低利用期間中の残余の期間に対応する料金に相当する額を一括して支払う義務を負い、すでに支払済みの料金がある場合には弊社は払戻しを行わないものとします。
3. 前項の場合において算出される額は、解約があった日現在において利用している本サービスのすべてが基準になるものとします。

第4条 会員が行う契約の解約

1. 会員は本サービスにおける会員契約を解約しようとする場合は、弊社が定める解約申込書に必要事項を記入の上、郵送にて届出をするものとし、当該届出が弊社に到達した日の翌月末日に、会員契約の解約があるものとします。
ただし、前記の届出が弊社に到達した日の翌月末日が前条に定める最低利用期間の経過前である場合は、前条の規定が適用されるものとします。
2. 前項の場合において、その利用中に係る会員の一切の債務は、会員契約の解約があった後においてもその債務が履行されるまでは消滅しないものとします。
3. 本サービスの会員契約の解約の意思表示は、会員契約に付随するすべての本サービスに関する契約解約の意思表示と見なすものとし、弊社は当該会員の利用する本サービス提供会社に解約の意思表示を通知します。

第5条 弊社が行う契約の解約

1. 弊社は契約規約第17条の規定により本サービスの利用停止を受けた会員が弊社から期間を定めて催告し、相当期間の経過後もなお債務の履行または是正をしない場合には、弊社所定の方法で通知することにより、本サービスの契約及び弊社の提供する他のサービスすべてにおいて解約することができます。
2. 弊社は次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用停止をしないで、ただちに会員契約を解約することができます。
 1. 会員が弊社の提供する他のサービスにおいて当該サービス利用に関する利用規約違反を行った場合
 2. 会員が契約規約第10条各号の事由に該当し、弊社の業務の遂行に支障をきたすと弊社が判断した場合
 3. 弊社提携先が提供するサービスの利用に関し、当該提携先の定めるサービス利用規約に違反した場合
3. 前項のいずれかに該当する場合、当該会員であった者は期限の利益を喪失し、残余債務を一括にて弁済するものとします。この際、弊社の当該会員であった者に対する損害賠償請求権の行使は妨げられないものとします。

第6条 権利の譲渡

1. 会員は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡もしくは貸与したり、または本サービスを第三者に利用させることはできないものとします。
2. 弊社は、本規約に基づき、会員に何ら通知を行うことなく、弊社が会員から料金等（延滞利息を含みます。）の支払を受ける権利の全部または一部を、会員が料金等の支払に使用するクレジットカードを発行した会社、または弊社が指定する第三者に対し譲渡することができます。

第7条 設備等

1. 会員は、通信設備及びソフトウェア等、本サービスを利用するために必要な設備及び機器等（以下「設備等」といいます）を自己の責任及び費用で用意し、本サービスを利用できるように管理するものとします。
2. 弊社は、本サービスの利用のために必要な又は適している設備等を指定でき、会員がこれに従わない場合、弊社が提供するサービスを利用できない場合があります。